

業務委託仕様書

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
(担当：小西、大野 電話：222-3960)

1 委託業務名

京都市営保育所の建築設備等（昇降機を除く。）の定期点検その他業務委託

2 委託期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

3 委託する業務

本件は、以下の業務を行うものである。

- (1) 建築基準法（以下「法」という。）第12条第4項の規定に基づき、「建築設備（昇降機を除く。）」及び「防火設備」を点検し、その結果を報告する。
- (2) (1)の点検結果において要是正項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘内容があるかを確認し、ない場合はその旨を、ある場合は、想定被害内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討し、その結果を報告する。

4 点検の対象施設

点検の対象施設（棟単位）は、**別紙1**のとおりである。

5 点検の対象項目

- (1) 建築設備（昇降機を除く。）

法第12条第4項に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明設備、給水設備及び排水設備を点検する。

換気設備及び排煙設備の測定等※の点検の有無については、**別紙1**のとおりである。

※ 測定等とは、換気量、温度、相対湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、気流及び排煙風量の測定、並びに中央管理室における制御及び作動の状況の確認のことをいう。

- (2) 防火設備

法第12条第4項に基づき、防火設備を点検する。

6 点検の基準

点検の基準は以下のとおりである。

- (1) 法令

ア 建築設備（昇降機を除く。）

(イ) 法第12条第4項

(ロ) 法施行規則第6条の2

(ハ) 平成20年3月10日国土交通省告示第285号

イ 防火設備

(ア) 法第 12 条第 4 項

(イ) 法施行規則第 6 条の 2

(ウ) 平成 28 年 5 月 2 日国土交通省告示第 723 号

(2) 点検基準（いずれも最新版を使用すること）

ア 建築設備（昇降機を除く。）

(ア) 「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）

(イ) 「特定建築物定期調査業務基準」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）

(ウ) 「建築設備定期検査業務基準書」（発行：財団法人 日本建築設備・昇降機センター）

(エ) 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」（発行：一般財団法人 建築保全センター）

イ 防火設備

(ア) 「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）

(イ) 「特定建築物定期調査業務基準」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）

(ウ) 「防火設備定期検査業務基準」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）

(エ) 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」（発行：一般財団法人 建築保全センター）

(3) 参考資料

「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」（京都市都市計画局公共建築部公共建築企画課）

7 点検の資格

点検者は、次の資格を有していること。

(1) 建築設備（昇降機を除く。）の点検者

点検者は、次のいずれかの資格を有していること。

ア 一級建築士

イ 二級建築士

ウ 建築設備等検査員

(2) 防火設備の点検者

点検者及び調査者は、次のいずれかの資格を有していること。

ア 一級建築士

イ 二級建築士

ウ 建築設備等検査員

※ 契約締結後、速やかに資格者証の写しを幼保総合支援室まで提出すること。

8 貸与品

対象施設（棟単位）の貸与可能な資料、数量及び規格は、**別添 2**を参照すること。また、引渡場所
は幼保総合支援室の執務室、引渡時期は業務着手時、返却時期は業務完了時とする。

9 成果品

成果品として、以下の書類を対象施設（棟単位）ごとに、紙 1 部及び電子データ（エクセル形式）
1 部提出すること。

(1) 建築設備（昇降機を除く。）

ア 定期点検記録（点検様式 3-1）

イ 点検記録表（点検様式 3－2－1～3－2－4）

ウ 関係写真（点検様式 3－3）

エ 換気状況評価表、換気風量測定表、排煙風量測定記録表及び非常用照明装置の照度測定表（別表 1～4）

オ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式 3－4－1）

カ 内訳書（参考様式 3－4－2）

(2) 防火設備

ア 定期点検記録（点検様式 4－1）

イ 点検記録表（点検様式 4－2－1～4－2－4）

ウ 点検結果図（点検様式 4－3）

エ 関係写真（点検様式 4－4）

オ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式 4－5－1）

カ 内訳書（参考様式 4－5－2）

10 その他

(1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、幼保総合支援室の承認を受けること。

(2) 受注者は、点検前に、点検計画、点検経路及び点検日時について、保育所長と調整すること。

(3) 点検に当たり、委託業務以外に、精密調査等が必要な場合は、幼保総合支援室に報告すること。

(4) 点検計画書（点検経路、点検箇所及び点検日時が確認できるもの）を幼保総合支援室に提出し、承認を受けること。

(5) 受注者は、点検に当たっては施設利用者のプライバシーを尊重し、施設利用者に負担をかけないように配慮すること。

(6) 受注者は、業務の一括再委託を行ってはならない。

(7) 受注者は、点検に図面等が必要な場合は、貸与品以外の資料については、自らの負担で作成すること。

(8) 受注者は、業務上知り得た事項を当該業務に関わるもの以外に漏らしてはならない。

(9) 本業務委託に関わる委託料は、業務完了後一括で支払う。

	施設名	所在地	構造	建物階数 (地上)	点検実施 階数 (地上)	階数 (地下)	建物延べ 面積(m ²)	点検実施 延べ面積 (m ²)	用途	外装仕上材 等の全面打診 等の要否	特定天井 の有無	建築物点 検の有無	機械換気 設備の測 定等※1 の点検の 有無	排煙設備 の測定等 ※1の点 検の有無	防火設備 の点検の 有無
1	京都市楽只保育所	京都市北区紫野西岡町2	鉄筋コンクリート造外壁一部木造2階建	2階	2階	0	1,391	1,391	保育所	否	無	有	有	無	有
2	京都市養正保育所 (幼児棟)	京都市左京区田中玄京町149	RC造	2階	1階	0	1,654	1,143	1階:保育所 2階:いきいきセンター 及び保育所	否	無	有	有	無	無
3	京都市養正保育所 (乳児棟)	京都市左京区田中玄京町151	RC造	2階	2階	0	660	660	保育所	否	無	有	有	無	無
4	京都市三条保育所 (幼児棟)	京都市東山区三条大橋東三丁目下る長光町621	RC造	2階	2階	0	526	526	保育所	否	無	有	有	無	無
5	京都市三条保育所 (乳児棟)	京都市東山区花見小路通古門前上る巽町467	RC造	1階	1階	0	474	474	保育所	否	無	有	有	無	無
6	京都市壬生保育所	京都市中京区西ノ京新建町1	RC造	2階	2階	0	856	856	保育所	否	無	有	有	無	無
7	京都市改進黨保育所	京都市伏見区竹田狩賀町153-1	RC造	2階	2階	0	1,865	1,865	保育所	否	無	有	有	無	有
8	京都市辰巳保育所	京都市伏見区醍醐外山街道町21-58	RC造	2階	2階	0	1,033	1,033	保育所	否	無	有	有	無	有
9	京都市久世保育所 (乳児棟)	京都市南区久世大築町50	RC造	2階	2階	0	390	390	保育所	否	無	有	有	無	無
10	京都市久世保育所 (幼児棟)	京都市南区久世大築町47-2	RC造	2階	2階	0	656	656	保育所	否	無	有	有	無	無
11	京都市聚楽保育所	京都市中京区聚楽廻松下町9-4	RC造	2階	2階	0	663	663	1階:保育所 2階:児童館	否	無	有	有	無	無
12	京都市鶴山保育所	京都市上京区寺町通今出川上る5丁目鶴山町5-6	RC造	2階	2階	0	564	564	保育所	否	無	有	有	無	無
13	京都市南保育所	京都市南区西九条南田町9	RC造	7階	1階	0	5,001	736	保育所	否	無	有	有	無	無
14	京都市ひかり保育所	京都市右京区京北井戸町丸山110	W造	1階	1階	0	551	551	保育所	否	無	有	有	無	無
15	京都市弓削保育所	京都市右京区京北下弓削町狭間谷6-1	W造	1階	1階	0	677	677	保育所	否	無	有	有	無	無
16	京都市周山保育所	京都市右京区京北五本松町西山24-3	W造	1階	1階	0	600	600	保育所	否	無	有	有	無	無
17	京都市細野保育所	京都市右京区京北細野町東ノ垣内9-1 (休所中のため、連絡は幼保総合支援室まで)	W造	1階	1階	0	227	227	保育所	否	無	有	有	無	無
	幼保総合支援室	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎6階													

※1 測定等とは、換気量、温度、相対湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、気流及び排煙風量の測定、並びに中央管理室における制御及び作動の状況の確認のことをいいます。

※2 一部実施とは、別添2-3のとおり点検を区分し測定等を一部実施することをいいます。

(凡例)

○：貸与可能であることを示す。
×：貸与不可であることを示す。
－：該当がないことを示す。
数字：貸与可能な数量を示す。
電子：貸与品の規格が電子を示す。
紙：貸与品の規格が紙を示す。

[illegible]